

第63回定例会

伊方町議会議録

NO. 1

令和2年12月16日 開会

伊方町議会

第63回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和2年12月16日	
招集の場所	伊方庁舎4階議場	
開会（開議）	12月16日 10時00分宣告	
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 竹内 一則	
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員に同じ	
欠席議員	なし	
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 篠川 俊一	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 総合政策課長兼産業課付課長（農林水産担当） 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 産 業 課 付 課 長（観光商工担当） 田中 洋介 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起	
町長提出議案の項目	議案第93号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 議案第94号 伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について 議案第95号 三崎高等学校町営寄宿舎設置条例制定について 議案第96号 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性について 四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性について	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則第127条）	
	2番 木嶋 英幸議員	6番 菊池 隼人議員

伊方町議会第63回定例会議事日程（第1号）

令和2年12月16日(水)
午前10時00分 開議

1 開会宣言

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

〃 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」

〃 第 4 一般質問

〃 第 5 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
(議案第93号)

〃 第 6 伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
(議案第94号)

〃 第 7 三崎高等学校町営寄宿舎設置条例制定について (議案第95号)

〃 第 8 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について
(議案第96号)

〃 第 9 使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性について

〃 第10 四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性について

1 散会宣言

開会宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。これより、伊方町議会第63回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（竹内一則） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに伊方町議会第63回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、全員のご出席を賜りまして、感謝申し上げます次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、私にとりまして再選後初の定例会となりました。

町民の皆様、そして議員各位には、2期目の当選を果たすことができましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

今後、町議会の皆様方、そして全ての町民の皆様と共に、ふるさと伊方町のまちづくりにしっかりと取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

それでは、私が進めてまいります2期目の町政運営に対する所信の一端につきまして、申し述べさせていただきます。

これまでの4年間では、「融和と発展」を掲げ、「農業・水産業そして観光の振興」、「子ども子育て支援」、「教育環境の充実」、「移住・定住対策」、「防災・生活支援対策」等、様々な課題に取り組んでまいりました。

これらに取り組む中で一つ一つの課題に丁寧な、しかもスピード感をもって取り組むことの重要性と、さらに継続して取り組んで行かなければならない課題が山積をしていると痛感をした、この4年間でございます。

この、4年間の成果と課題を検証をし、現在策定中の「伊方町第2次総合計画後期基本計画」の取り組みに努め、その計画を実行に移してまいりたいと思います。

この計画の中でも、特に、人口減少、少子高齢化に対応するための「福祉政策」につきましては、喫緊の課題であると考えております。

いわば高齢化先進地となっております伊方町の現状を直視し、そのことを逆手にとって他の市町村のモデル地区となるような施策についてあらゆる検討を重ね、様々な方策に取り組んでまいりたいと思います。

また、少子化に関しましても、4年前に「日本一の子育て支援の町」のスローガンを掲げ、各種事業・制度に取り組んでまいりましたが、残念ながら子どもの出生数の減少に歯止めが掛かってお

りません。

少子高齢化対応に関しましても、引き続き取り組んでまいるところでございますが、移住定住の促進や若者定住促進住宅整備事業など横の連携を密にしてあらゆる検討をしてみたいと存じます。

さらに「福祉政策」につきましては、「福祉のあり方検討委員会」で出された、「福祉政策のグランドデザイン策定」の具体的方策の検討に取り組めます。

人生100年時代を迎えた現代において、全ての人々が何歳になっても住み慣れた地域の中で自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現を目指し、年齢や障害の有無に関わらず、あらゆる人々を対象とした「グランドデザイン」を策定するものでございます。

少子高齢化や人口減少が進む本町において、高齢者、障害者、児童等の縦割りの弊害を無くし、横断的で総合的な支援体制の構築や支援拠点のあり方を検討をしてみたいと存じます。

次に、「佐田岬半島の豊かな自然」と、長い歴史の中で受け継がれてきた「伝統や文化を生かしたまちづくり」を推進したいと考えております。

「地域博物館構想」なども計画をいたしたいと思っておりますが、「自然と文化、歴史を生かした取り組み」を推進したいと考えております。

さらに、豊かな自然を生かした取り組みに関しましては、「瀬戸頂上ライン整備の具体化」を進めてまいります。

町道瀬戸頂上線沿いには、権現山展望台、せと風の丘パーク、むかいパーク、瀬戸アグリトピアなどの各施設がございます。

完成から年数が経過し施設の老朽化と観光客も完成当時より減少傾向でございます。

今年5月に「佐田岬はなはな」がリニューアルオープンし多くの観光客が訪れておかげさまで賑わっておりますが、「瀬戸頂上ライン」は、自然に特化した眺望を活かしたルートとして周遊し体験するための施設整備などを行い、さらに、町内道の駅など各施設と連携した計画を進めてまいりたいと存じます。

今後、議会や町民の皆様方のご意見を伺いながら、順次具体化を図ってまいりたいと思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、終息が見えない状況であること及び地域経済などについても先の見えない状況ではございますが、コロナ対策の影響などで、町政運営の各種重要施策につきましては、足踏み状態とならないように、対応可能な部署・分野においては積極的に取り組む所存でございます。

また、町の各種行事、会議などにおいて、中止や延期、規模縮小となるなど、身近な行事でも影響が続いております。

町では、可能な限りの対応や対策を行ってまいりましたが、今後とも国、県と連携をし、町の対策本部を中心に情報収集などに努め、細やかな対応と情報発信などを行いまして、町民の皆様が安心して暮らせるように努めてまいります。

次に、伊方発電所についてでございます。四国電力から事前協議の申し入れ以降、検討を続けて

いる乾式貯蔵と2号機廃止措置計画についてでございますが、議会におきましても茨城県東海村への先進地視察や原子力発電対策特別委員会での審議等、議会としての検討をしていただき誠にありがとうございます。

今定例会において委員会の報告が成されるとのことですが、今後、そのご意見を参考とさせていただきます。町長としての最終判断をいたしたいと存じます。

その判断にあたりましては、これは繰り返し申し上げておりますが、住民の安全安心が大前提であるということを改めてここで申し上げさせていただきます。

現在、伊方発電所は、司法判断による長期停止、特定重大事故等対処施設の工事等、通常と異なる状況が続いておりますが、町といたしましては、引き続き発電所の監視指導、適切な情報公開に努めてまいりますので、議員各位には今後とも変わらぬご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、私が考えます所信の一端につきまして申し述べさせていただきましたが、就任当初の初心を忘れず、町の持っている無限の可能性と、町が抱えている様々な課題の解決に全力で取り組んでまいります。

そのことによって2期目のテーマといたしました「未来への責任」をしっかりと果たしてまいり所存でございます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・ 条例に関する議案3件
- ・ 令和2年度一般会計及び特別会計補正予算が5件
- ・ 工事請負契約の変更締結が1件
- ・ 指定管理者の指定が3件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議事日程報告

○議長（竹内一則） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 木嶋英幸議員、6番 菊池隼人議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（竹内一則） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、7日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（竹内一則） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第199条の第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（竹内一則） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告の一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、木嶋英幸議員、末光勝幸議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

初めに、木嶋英幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） おはようございます。急に寒くなりました。皆さん、お体をくれぐれ気を付けて、今年1年乗り切っていただきたいと思っております。早速ですが、質問に入らせていただきたいと思っております。

まずもって、たばこに伴う環境について、ご質問いたします。私は今までに殆どたばこには縁の無い人間で今後も吸わないと思っております。よってタバコの良さが全く分かりません。子供の頃から周りの大人や成人になってからも友達のだどが吸っていたので受動喫煙は間違いなくあったと思われます。私自身気になりませんでしたが、すごく嫌な思いもしたことを覚えております。それはどこにでも捨てるポイ捨て、酷いのは火が付いたまま車などからの投げ捨て、あまりの非常識に腹を立てる事もしばしばありました。喫煙者の皆がそうとは言いませんが喫煙場所などの制限が出来たのも当然かと思われます。でも最近では日本中いや、世界中のモラル運動のお陰でこういう光景は減って来たように思われます。至福の一服と言われるくらい吸う人にとっていい事もあるのでしょう。今後も地球上からはたばこが消える事はないと思われます。そもそもたばこは国が認めている嗜好品であり、たばこにはかなり高い税金がかけられていて近年では吸う人が少なくなったと言いますが、日本国内で、国に1兆円、地方自治体に1兆円、合計2兆円程の税金が納められていて、その内愛媛県全体で年間100億円、伊方町にも4千万円以上のたばこ税が納められています。たばこ

税は税率としてアルコール・ガソリンと比較しても高く、喫煙者の税負担は大きい。そこで提案なのですが吸う人によって納めて頂いた税金をもっとたばこが吸えるスペース造りに充ててはいかがでしょうか。貴重な一般財源ではありますが、肩身の狭い思いや適切でないと思われる場所での喫煙は如何なものでしょうか。役場本庁や公共施設にタバコを吸わない人にも配慮された場所で安心してタバコが吸える喫煙場所を設置するとか、コロナが収まりイベントなどが活発に開催される様になればどこにでも移動可能な移動喫煙車も考えてもいいと思いますがこの事についてどう思われるかお尋ねします。

また、環境整備にも力を入れている伊方町としてタバコ環境でも日本中に自慢のできる町になる様に是非実行して頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「たばこに伴う環境について」のご質問にお答えをいたします。

議員は、たばこ喫煙者のために、役場本庁や公共施設において、安心してたばこが吸える喫煙場所を設置し、また、コロナ終息後のイベント開催時には移動喫煙車を検討するなどして、たばこ環境を自慢できる取り組みを実行してもらいたい、とのご提案でございました。

たばこの受動喫煙防止につきましては、今年4月1日から全面施行されました改正健康増進法により、学校、保育所、病院、診療所や役場の庁舎等は第一種施設に位置付けられ、敷地内禁煙となっており、例外として、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられた場所を特定屋外喫煙場所として設置することが可能になっております。

また、特定屋外喫煙場所についてご説明を加えますと、この喫煙場所の設置条件につきましては、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置をされるものであり、例えば建物の裏や屋上などに設置することが想定をされております。

したがって、法律の解釈といたしましては、役場に来庁された住民の方々のための喫煙場所ではなく、その施設で働く職員の喫煙場所を確保するために認められた例外措置と受け止めるべきと考えます。

そのことを念頭に、まず、役場庁舎での受動喫煙防止対策についてご説明をいたします。

町では、先ほど説明をいたしました法律の定めに従い、役場本庁におきましては、庁舎6階と4階のベランダの一部を特定屋外喫煙場所として定めておりますが、来庁者のためのものではなく、職員や議員等の喫煙場所として設置をしておりますので、今後とも法律の定めるところにより、必要最小限の経費でもって適切に管理をしまいたいと考えているところでございます。

次に、イベント開催時における喫煙場所の確保対策でございますが、非喫煙者と喫煙者が共に快適に参加できるイベントの開催は、非常に重要な課題であると認識をいたしております。

そのため、各種イベントの開催に際しましては参加者の皆様のご意見を充分にお伺いをし、分煙

対策の徹底などお互いが気持ちよく参加できるイベントを実施してまいりたいと思います。

さらに、議員ご提案の移動喫煙車の導入についてでございますが、これにつきましては、屋外でのイベント開催時には有効な手段の一つではあると思います。

しかしながら移動喫煙車の導入に際しましては、多額の費用が想定をされますことから、費用対効果等その必要性も含めて、関係者や町民の皆様の声をお聴きして判断をする必要があります、今後慎重に検討をさせていただきたいと思います。

以上、木嶋議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。今、町長からの答弁にもあったようにかなりの法律的な縛りが確かにあると思われませんが、現状、本庁の喫煙場所もテラスに灰皿を置いただけってというようなことだと思いますし、向かいの建物からは4階のテラスは見えます。決して、離れとるから云々というようなことだけではないと思います。そして、その上、やっぱり、僕吸わないんでわからないんですけど、冬などもやっぱり吹き曝しになって、かなり寒いのではないかと思います。せめて、外部から見えないような、例えば間仕切りとか風も比較的あたらないような、いろんな方法とかも考えていただきながら、1回こういう設置をすれば同じところに同じような投資を毎年する必要はないと思います。で、今後そういうことも踏まえて、支所や道の駅、例えば今のはなはなのような観光施設にも徐々にそういうことも考えていただけないか、もう一度お尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 喫煙者に対する配慮もいただきまして、大変ありがとうございます。議員ご指摘のとおりお互い喫煙者、非喫煙者それぞれが嫌な思いをすることなく、快適な環境を整えるということは、非常に大事なことであろうというふうに思いますし、役場、本庁舎のみならず各種観光施設等においては、そういった配慮がなされてしかるべき施設であらうというふうに思います。これは、町民の理解も必要なことでございますし、投資も必要なことでございます。そういったところも十分勘案しながら、どの程度の投資でお互いが気持ちよく過ごせる設備を整えることができるのか。っていうことも含めて、十分今後検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） ありません。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。

木嶋議員、一般質問、大綱 2 をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。大綱 2「道路沿いの環境整備について」お尋ねします。

伊方町はビジョンの柱に観光を掲げていて、中でも二つの海が同時に観れる、日本一細長い佐田岬半島を横断しているメロディーラインは観光の核の 1 つだと思っております。最近道沿いの雑木撤去などもなされ見晴らしも良くなりました。これからも出来る所から順次継続して頂きたいと思います。それとは引き換えに人の往来が増える事で不法投棄が目に見える様になりました。特に自動販売機設置の周りには、空き缶は言うまでもありませんが、生活ごみ、酷い所では電気製品などの産廃ごみまでも投棄されている所もあります。ごみ箱の設置や掃除などを行っている地主さんの好意が踏みにじられているのが現状だと思われまます。インスタ映えする場所として四季折々の顔を見せてくれる亀ヶ池が本町にはあります。朝焼けの宇和海をバックにした亀ヶ池は日本中でも誇れる景色と自負しております。メロディーラインから映える景色は絶景で写真を撮る人もよく見かけます。ここも地主さんの好意で少しある広場を展望台として開放して頂いておりますが一段下がった沖側には産業廃棄物、低いガードレールの所には生活用品の不法投棄があり、本当にひどい有様です。私なりに県の環境監視員さんや職員と相談をして、県環境保全課の主導で伊方町からも要望書を出していただき、ごみ撤去を 12 月上旬にやって頂く事が決まりました。実はこれ提出した時点では、11 月だったんで、こういう書き方になっておりますが、12 月 4 日に実行していただきました。産廃協会の方々総勢 50 人位の大掛かりでやっていただきました。これを機に景観を損なわないように配慮されたフェンス設置などを考えては頂けないでしょうか。又、以前にもお尋ねしましたが道沿いにあるバスなどの撤去はその後どの様に考えているかお聞かせ下さい。当初は倉庫として設置されたと思いますが、年数が経ち錆も酷く、危険な状態で落書きもされていて、非常に見苦しい有様です。町としても県や持ち主さんと協議しながら、環境整備をしていく必要があると思われまますがこの事も重ねてお尋ねします。よろしく申し上げます。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱 2 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱 2「道路沿いの環境整備について」のご質問にお答えをいたします。

メロディーラインは伊方町にとりまして交通の連携軸であると同時に、議員ご指摘のとおり、観光資源としても大変重要な役割を持っております。

しかしながら、心ない人たちによる不法投棄がされておりますので、町といたしましては、不法投棄防止対策としまして、クリーン運動の実施、監視カメラの設置、不法投棄防止の看板設置及び広報による周知、啓発などを行ってまいりました。

さらに、ポイ捨てを規制する「伊方町きれいなまちづくり条例」を制定をいたしたところでもご

ざいます。

なお、メロディーライン沿線における既存の環境美化活動として、愛ロードサポーター活動及び愛媛県公共土木施設愛護事業があり、令和元年度の実績は、各種団体及び事業者等6団体により計23回実施をされており、延べ333名の方々の参加により、投棄された缶、瓶類やゴミの回収及び除草作業等の環境整備活動が行われております。

また、議員の申されたとおり、12月4日金曜日、南予地方局八幡浜支局、不法投棄防止対策推進協議会が実施主体となり、伊方町職員、愛媛県八幡浜支局職員、えひめ産業資源循環協会八幡浜地区会員など、45名が参加をし、メロディーライン沿いの二見地区で、可燃ごみ890kg、埋立ごみ1,050kgの廃棄物撤去活動が実施をされ、環境の保全とともに、不法投棄防止に関する知識の向上が図られております。

関係者各位の様々な取り組みに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、これを機にフェンスの設置などを考えていただけないかのご質問でございます。

不法投棄防止のため、金属製の柵を設置をしております例がございますが、議員も申されたとおり、景観への配慮が重要となりますので、フェンスの形状や有効性の課題がございます。

また、展望場所と下の斜面はともに個人の所有地でありますので、設置場所の課題もあります。

自分の土地は自分で守っていただくことが基本でございますが、土地所有者の考えもお聴きをし、町としましても既存の対策を検証し、有効な対策を再検討しながら、引き続き、不法投棄の防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、道沿いにあるバスなどの撤去は、どのように考えているかのご質問でございます。

廃車につきましては、以前にも、お答えをいたしましたとおり、個人の土地に個人が管理をされている財産でございますので、町といたしましては、景観を損なっているという声があることなどを所有者にお伝えをし、景観への配慮についてをお願いをしてまいりました。

愛媛県への協議につきましては、対象物件が明らかに不要に廃棄をされている場合や道路機能に支障を来す状況となった場合に、情報の提供を含め、対策の協議を行うこととしております。なお、所有者との協議につきましては、個人の財産として管理されている物に対しての対応は、難しい状況となっております。

町といたしましては、今後とも、景観への配慮についてをお願いを継続をし、メロディーラインを含め、町内の環境整備、美化活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、木嶋議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。今答弁にもありましたように、今後とも伊方ビジョンの推進をよろしく願います。再質問なんですけど、先ほども言いましたように、プロの集団の人達にかなりのの

量のゴミを撤去していただきました。その際、車両や道具も用意していただき、かなりの撤去をなされましたけど、元通りに戻るといえるか、なくなるにはほど遠い、まだまだの状況です。その上、今後も投棄されるようであれば、ほんとにたちごっこのようなかたちになる。このような行為をなくすためにも地主さんと協力して、僕もこの半島に何箇所か県が防犯カメラを設置していることも知っておりますが、ここにも是非、県と協力しながら、防犯カメラなどの設置も検討はできないかお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱2に再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 監視カメラについて、ご説明いたします。監視カメラの設置が不法投棄を防止するために有効な対策であると考えております。実際に愛媛県の事業により、監視カメラの設置しております場所につきましては、不法投棄が減少しておりますので、追加の設置を検討する必要があると考えております。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（木嶋英幸） ありません。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。続いて、末光勝幸議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 伊方町福祉の在り方について、質問させていただきます。高門町長の2期目が始まり、町民の期待するところも多いと思います。高門町長は、再選後の喫緊の課題として、福祉の在り方を挙げられました。人口減少と高齢化が急速に進む現状を逆手にとり「全国、愛媛の中の先進モデルになれば」と、高齢者都市として有名なアメリカのアリゾナ州サンシティを引き合いに、集落全体をグループホーム化するアイデアも巡らせると、新聞報道では語られています。

私も「全国、愛媛の中の先進モデルになれば」の構想には大賛成です。まだ、他の市町村に比べると財源に恵まれているといえる当町におきましては過疎化、高齢化の進む現状から、町民が最も望んでいる施策だと感じています。

現在、第8期介護保険事業計画の策定もされていますが、一方では、瀬戸住宅高齢者共同生活支援施設いわゆるグループホームの指定取り消し及び募集などもありました。第8期介護保険事業計画も踏まえて、今後どのような福祉の先進モデルを描いておられるのか、伺います。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「伊方町福祉のあり方について」のご質問にお答えをいたします。

本町における福祉ニーズの多様化や複雑化、人口減少などの福祉分野を取り巻く課題に対応するために、高齢者・障害者・児童等の縦割りの弊害をなくし、横断的で総合的な支援体制の構築や支援拠点のあり方を検討し、その結果を町長に報告することを目的に「伊方町福祉のあり方検討委員会」を設置をし、検討を重ね、意見集約ができたことから、基本構想及び具体的検討施設の案について9月議会でご報告をいたしたところでございます。

今後は、施設整備の実現に向けて、官民パートナーシップのもとで、民間事業者の柔軟な発想に基づく提案を計画に反映をし、施設の適切な管理・運営を行う協力事業者を決定をするために、公募を行うものとしたしております。

「今後どのような福祉の先進モデルを描いておられるのか」とのご質問でございますが、従来からの「地域包括ケアシステム」を念頭に、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる体制を整備するとともに、高齢化の進む集落においては、集落全体がグループホーム的な機能を持てるように進めてまいりたいと考えております。

そのために新年度からの取り組みとして、地区ごとで行われるようになってきたサロンやカフェ等と生活支援体制整備事業の連携を検討をいたしております。

具体的には町内でモデル地区を選定をし、現在の月1、2回程度の活動を介護職や保健師等と一緒に開催の頻度を増やし、健康チェックや健康体操等による介護予防につなげ、また、食事の場等により、楽しい集いの場となるよう社会福祉協議会と協議を重ねているところでございます。

そのほか、ゴミ出し等の生活支援や見守り、配食事業の見直しや統合、買い物や通院等の移動手段への支援等、日常生活の困り事解消に向けて、シルバー人材センターの活動充実と周知により、住民にとって気軽に利用できる身近な存在となるように調整を進めてまいりたいと存じます。

このように伊方町の中核となる福祉施設の整備と併せまして、それぞれの地域において地域に合ったかたちでの福祉サービスが享受できますよう、民間の力を借りながらきめ細やかな対応を考えてまいりたいと思っております。

そして人生100年時代を迎えた現代において、すべての人が何歳になっても住み慣れた地域の中で自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現を目指すために、年齢や障害の有無にかかわらず、あらゆる人を対象とした福祉政策の「グランドデザイン」の策定に取り組んでまいります。

以上、末光議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。

末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今ほどの答弁の中で、私がちょっとご紹介しました。サンシティについて、お話がなかったんですけども、私なりに調べましたら、このサンシティというところは、夫婦のいずれかが、50歳以上であることと、貯金や年金などで働かなくても生活ができること、そのような

ことと、それからありとあらゆるソフトとハードが結集され、理想郷に近い高齢者の生活が実現されているショッピングセンター、レクレーションセンター、医療、銀行とそういうことで、いわゆる高齢者の方の桃源郷とか全てが満たされた素晴らしい町だというふうに紹介をされておりました。働かなくても生活ができる非常に羨ましいことでございますけども、日本でもつい最近、数年前まで1億総活躍社会というようなことが、言われまして、中々・・・になっても働かずに生活ができるというのは、厳しい状況があらうかと思います。

それで、先ほど私も検討委員会の1人でございますけれども、素晴らしい計画案が作成されつつあると思えます。しかし、第7期のグループホームが未だに実現出来ていないという現実があり、絵に描いたような計画にならないのではなかろうかという心配をしております。人材の確保、用地の確保、協力会社の確保。町長がその点どのように考えておられるのか、せめて町内の方が町内の施設におられるということ、松山とか八幡浜とか、障害者の施設にしましてもそうですし、高齢者の施設でもそうですし、伊方町に受け入れるとそういうようなところまでできれば非常にありがたいというような気はしておるんですけど、そのあたり町長はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 再質問について答弁をさせていただきます。まず、サンシティのご紹介をいただきましてありがとうございます。私も40年ほど前になりますけれども、アリゾナに1年余りおまして、その折にサンシティを見学をいたしましてもうほんと40年前にああいった町が、あれは不動産会社が開発した町なんですけども、出来上がっていたことに驚きました。と同時に当時は町に子供の姿が見えないということで違和感を持ったことも覚えております。現在の伊方町を見ますと高齢化が進んだ地域が数多くございます。まさに、サンシティの姿そのものであろうというふうに思いました。その中で伊方町に足りないのは、サンシティにあって伊方町にないのは、福祉政策、福祉の行き届いた姿、まだまだ足りないんじゃないかというふうに思っております。そこで冒頭ご紹介いただきました、伊方町のこれからの目指す姿の一つとして、集落に福祉政策がもっともっと行き届くようなそういう姿をランドデザインとして描いてみたい、そして中核の福祉施設と相まって福祉を充実した町づくりっていうものを考えていきたいというふうに思っているわけでございます。そのような中で、先ほど末光議員ご指摘をいただきました、これから中核施設を建設するにあたって懸案される事項多々あるわけでございます。特に、福祉に携わる人材の確保っていうのは、これは何処の町でも課題として抱えている問題であらうというふうに思います。既存のそれぞれの例えばつわぶきでありますとか、社会福祉協議会でありますとか、いろんな福祉団体に働いておられる方々がいるわけでございます。そういった方々とのいわば従業員の獲得合戦にならないようなお互いが共存できるような姿を描いてまいりたいというふうに思いますし、町内の方で町外の施設に入居されておられる方もたくさんいるわけでございますので、そういった方々のなるべく町内で過ごすことができるような、そんな施設を目指してまいりたいというふうに思います。

まだまだ解決をしなければならない事案、あるいは相談しなければならない事案というものはこれからたくさんでくるんだろうというふうに思います。一つ一つ相談をしながらできる限り、この協力事業者を選定してからになるかと思えますけれども、その事業者の方と相談しあるいは、町民のご意見、議会の皆さん方のご意見を聞きながら、本当につくってよかったと言ってもらえるような中核施設としてそれぞれの各集落のあり方の整備充実を進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 冒頭のご挨拶の中に日本一の子育てというふうなご挨拶をされました。今までのご挨拶の中では子育てナンバーワンの町を目指すというふうに言われておられて、一步踏み込ませたなというふうな感じがしましたが、もう一つですね、高齢化先進地として日本一のモデルになるように、両方お願いしたいと思います。それで、福祉政策につきましては、ハード面もさることながら、ソフト面も非常に大切なのではないかと考えております。私も父親の介護の関係でこの役場の方でいろいろな手続きをさせていただきましたが、やっぱりあっち行きこっち行きということがあります。以前、一般質問にも質問させていただいたんですけども、お悔やみコーナーでできるだけ来庁された町民の方が簡単に済むような配慮をしていただけないかという質問をしたんですが、この介護関係の手続きについてもできるだけ町民の方があちらこちらに行かなくても簡単に済むような配慮をできるだけお願いしたいと思います。

それで、一つ参考の事例として私思ったんですけど、愛知県に大府市っていうところがございます。ここは、日本ではじめと言われるぐらい認知症の関係の条例を設置しております。一つの例で、本人、家族の支援として市が民間の保険に加入する認知症個人賠償責任保険制度を条例に基づいて導入をして、行方不明等の事故についてその得ているという事例がございました。伊方町におきましてもいろんなソフト面の制度を整えていただいて、日本一のモデルになるようお願いしたいと思います。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 具体的にご紹介いただきましてありがとうございました。いろんな市町村にそれぞれ先進事例もあろうかと思えますので、またそういったものも参考にさせていただきながらソフト面の充実も図ってまいりたいというふうに思いますし、気持ち的には末光議員ご指摘いただいたように日本一の子育て支援、あるいは日本一の福祉の充実した町という気合をもってそれぞれの施策を進めてまいりたいというふうに思いますので、今後とも様々な視点でのご示唆やご提言を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（竹内一則） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。続きまして、末光議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 大綱2「伊方町政治倫理条例について」お伺いをいたします。

「この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町長、副町長、教育長及び町議会議員が、町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」とあります。

第4条は「町長等及び議員の二親等以内の血族の者が経営又は役員をしている企業並びに町長等及び議員が実質的な経営に携わる企業は、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない」となっています。他の市町の政治倫理条例を調べましたが、議員の配偶者若しくは二親等以内の血族若しくは同一家族が役員をしている企業、以下省略しますが、と定めている町もあります。配偶者は血族でも姻族でもなく一心同体であり、町民の感情からすると、伊方町の「二親等以内の血族」の定めでは、この条例の目指す「公正で開かれた民主的な町政の発展」が担保できないのではという町民の声もあります。

地方自治法第92条の2「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及び支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに順ずべき者、支配人及び清算人たることができない」の趣旨を最大限に遵守して、伊方町政治倫理条例を見直すつもりはないか、町長の見解を伺います。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱2「伊方町政治倫理条例について」のご質問にお答えをいたします。

議員は、政治倫理条例第4条について見直すつもりはないか、とのご質問でございますが、まず、この条例のこれまでの沿革、つまり制定や改正の経緯についてご説明をさせていただきます。

伊方町政治倫理条例は、合併前の旧伊方町で制定をされていた条例ですが、合併時には新町に引き継がれていなかったため、合併後の平成17年9月29日開催の伊方町議会第2回定例会において、町長が条例案を提案をし、賛成多数により可決成立して、平成17年10月1日に施行された条例でございます。

当時の条例の規定においては、条例が適用される企業等の範囲は、「町長等及び議員の配偶者、二親等以内又は同居の親族、町長等及び議員が役員をしている企業並びに町長等及び議員が実質的

に経営に携わる企業」と定められております。

このような当初の内容のままであれば、末光議員が先ほど言われたお考えに近いのではないかと
思われます。

しかし、条例制定の翌年の平成 18 年 12 月 22 日に開催をされた第 7 回定例会において、議員発
議により条例改正案が提出をされ、全会一致で可決成立し、第 4 条は削除されました。

このことにより、町長等及び議員の関係者が関与する企業は町との契約等を辞退するとの規定は、
一時、消滅することになりました。

その 5 年後、平成 23 年 6 月 23 日に開催をされた第 25 回定例会では、再び議員発議により条例
改正案が提出をされ、賛成多数により第 4 条の規定が現在の内容で改めて制定をされております。

なお、先ほど議員が紹介をされましたが、現在の第 4 条の規定は、「町長等及び議員の二親等以
内の血族の者が経営又は役員をしている企業並びに町長等及び議員が実質的な経営に携わる企業」
と定められており、平成 17 年 10 月に施行された当初の内容とは一部異なっておりますので、その
点が、議員ご指摘の点であることは理解をいたしております。

しかしながら、このような沿革を経て、議員発議により紆余曲折を重ねて今日に至った条例でご
ざいます。

私に条例改廃の提案権はあるといたしましても、ここに至った経緯につきましては議会側の発議
により見直しをされてきたものでございますので、末光議員のご質問につきましては、私が町長と
しての立場でお答えをすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、議員が申されたましたような条例の改正が必要であるとお考えをお持ちであるならば、
まずは、議会の皆様方に問題提起をされ、十分な議論を重ねながら進められてはいかかと思いま
す。

以上、末光議員の大綱 2 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱 2 の再質問はありま
せんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 伊方町の条例が紆余曲折二転三転しているようなご報告がございましたが、
そもそも日本国内におきましても明治 32 年の時に既に受け入れ禁止等の規定がおかれ、それが昭
和 31 年に一部改正されたり、いろいろと変遷をしております。高知県の大川村で議員のなり手が
いないということが新聞報道で報道され、一つの議員の身分について、見直し等という議論が高ま
っておりますけれども、現在私は、伊方町におきましても来年の 4 月 18 日に町議会議員選挙がある
と思っておりますけれども、もっとも期待されるのは、若い人が議員に出ていただく、それから女性も
議員に出ていただく、そういったことが優先的に求められているのではないかなという感じが
しております。現在、伊方町の議員さんの平均年齢を調べましたら、63 歳ということでございます。
若いのかどうかわかりませんが、愛媛県よりかは少し若いかなと思っております。愛媛県の平均よりは。

町長の答弁にもございましたけども、議員提案、発議でというふうなご意見ありましたが、平成17年につきましては、町長から条例の制定議案が提出されており、6月ですね、それから平成17年9月には、再度条例案を一部修正して提出したというような経緯もあるように思います。議員発議も必要であれば、すればいいと思いますが、町長の方からもやっぱり積極的なご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 私の方からの提言をとということでございますので、考えの一端を申し述べさせていただきますと思います。まず、県内で政治倫理条例を制定しておりますのは、20市町中の6市5町の11市町でございます。請負等の禁止規定がございますのが、3市2町の5市町であるわけでございます。伊方町の政治倫理条例につきましては、先ほど申し述べたようなことをもって、経過があるわけでございますし、政治倫理条例っていうのは我々町長、理事者それから議員の皆さん方が町民とのした約束であろうというふうに思っております。でありますから、町民の皆様方が納得していただけるようなものがこの条例に盛り込まれるべきであるというふうに思っております。

一方、議員あるいは首長は選挙で当然選ばれるわけでございますし、先ほど末光議員が申されましたようにこれからどんどんいろんな方に出ていただきたいというふうに私も思っております。その中で、この条例が例えば被選挙権、町民誰もが25歳以上になると立候補できる権利があるわけでございますので、その権利を侵害するようなことがあつては、私は本末転倒になるんじゃないかというふうな思いも一方ではあるわけでございます。その両方のバランスをとりながらお互い・・・町民が納得できる条例を是非議論を進めて、議員の皆さん方の中でも議論を進めていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） ありません。

○議長（竹内一則） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時20分まで。

休憩 11時08分

再開 11時20分

議案第93号

○議長（竹内一則） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第5「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」議題第93号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 93 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しのための、改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

第 21 条、国民健康保険税の減額は、個人所得課税の見直しに伴う、軽減措置該当に影響が生じないよう措置を講じてございまして、1 頁から 3 頁につきまして、所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えることを規定しております。

4 頁をお願いします。附則第 3 項は、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備でございます。

なお、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 3 年度以後の年度分について適用することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 93 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 93 号「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議題第 94 号

○議長（竹内一則） 日程第 6「伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について」議題第 94 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第 94 号 伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関して必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

条例の制定内容についてご説明いたしますので、1頁をお願いいたします。第1条は条例の趣旨でございますが、公職選挙法の規定により、伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の、公費負担に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条から、2頁の第5条までは、選挙運動用自動車の使用に関し、必要な事項を定めております。3頁の第6条から第8条は、選挙運動用ビラの作成に関して定めております。第9条から第11条は、選挙運動用ポスターの作成に関して定めております。

4頁をお願いいたします。第12条は、委任条項として、条例の施行に関し必要な事項は、伊方町選挙管理委員会が別に定めることとなります。

最後に、附則ですが、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第94号「伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第95号

○議長（竹内一則） 日程第7「三崎高等学校町営寄宿舎設置条例制定について」議案第95号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第95号 三崎高等学校町営寄宿舎設置条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、遠隔地のため通学に困難が生じると認められる三崎高校生を受け入れる施設として、町営寄宿舎を設置し、その管理運営に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして、ご説明いたしますので、2枚目をお開きいただきたいと思います。第1条の目的につきましては、先程の提案理由と重複いたしますので、省略させていただきます。第2条では、寮の名称を、三崎高校の現在の寮生それと生徒の希望を尊重いたしまして、未咲輝寮といたしまして、位置につきましては、三崎521番地、522番地といたしております。第3条では、寮の管理者につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定

しております教育機関として、伊方町教育委員会が管理することといたしております。第4条では、業務及び職員につきましては規定をしております。第5条では、寮費を、1人1ヶ月当たり38,000円といたしております。第6条では、寮の適切で円滑な運営を行うため、運営委員会を置くことといたしております。第7条では、寮の管理運営上必要があると認めた場合は、当該業務の一部を委託することができることといたしております。第8条では、委任規定といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることといたしております。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、令和3年4月1日からといたしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第95号「三崎高等学校町営寄宿舎設置条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第96号

○議長（竹内一則） 日程第8「瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について」議案第96号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第96号 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、「瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設」いわゆる認知症高齢者グループホームについて、現在の指定管理者が12月末を持って撤退することに伴い、令和3年1月1日から新たな指定管理者により運営を継続するために、伊方町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第8条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、管理を行わせる施設の名称は、「瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設」で、所在地は、「伊方町大久1391番地1」であります。

次に、指定管理者として、松山市余戸南二丁目24番38号、株式会社悠遊社、代表取締役寺河駿氏をご提案申し上げます。

最後に、指定管理期間は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までとしております。

去る、12月1日開催の、伊方町指定管理者選定委員会におきまして、候補者としての選定をいただいておりますことを申し添え、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第96号「瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性について

○議長（竹内一則） 日程第9「使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性について」を議題いたします。

この報告につきましては、お手元に配布しておりますが、原子力発電対策特別委員会委員長の報告を求めます。

○原子力発電対策特別委員会委員長（菊池隼人） 議長

○議長（竹内一則） 菊池委員長

○原子力発電対策特別委員会委員長（菊池隼人） それでは、第62回定例会において、原子力発電対策特別委員会に付託されました「使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性について」その調査結果を報告いたします。

まず、調査の経過につきましては、本委員会は、令和2年9月15日に付託される前から、日本原子力発電株式会社 東海第二発電所の視察を行うとともに、伊方発電所の現地調査をはじめ、資源エネルギー庁、原子力規制庁及び四国電力株式会社に対し実施した説明聴取を踏まえ、幅広く検討しました。

次に、調査の内容と結果であります。①の核燃料サイクルの現状と今後の取り組みについてから⑦の町民への広報についてまでを調査し、その結果につきましては、記載のとおりでありますので、報告は省略させていただきます。

以上のことを踏まえ、使用済燃料が発電所内に決して長期保管されることのないよう計画的な搬出に取り組むこと、施設設置工事にあたっては、安全を最優先に取り組むとともに、施設の運用管理においては、適切な監視方法により継続的な安全性の確認を怠らないこと、国に対しては、今後とも核燃料サイクルの推進と厳正な審査や検査を行うことを要請し、本委員会は、現時点における使用済乾式貯蔵施設については、これを妥当とすることに同意したので報告します。

○議長（竹内一則） お諮りします。只今の報告につきましては、質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略いたします。お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、「使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性について」は、委員長報告のとおり可決されました。

四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性について

○議長（竹内一則） 日程第10「四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性について」を議題といたします。

この報告につきましては、お手元に配布しておりますが、原子力発電対策特別委員会委員長の報告を求めます。

○原子力発電対策特別委員会委員長（菊池隼人） 議長

○議長（竹内一則） 菊池隼人原子力発電対策特別委員会委員長

○原子力発電対策特別委員会委員長（菊池隼人） それでは、第51回臨時会において、原子力発電対策特別委員会に付託されました。「四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性について」その調査結果を報告いたします。

まず、調査の経過につきましては、本委員会は、令和2年11月2日に付託されて以降、伊方発電所の現地調査をはじめ、原子力規制庁及び四国電力株式会社に対し実施した説明聴取を踏まえ、幅広く検討しました。

次に、調査の内容と結果であります。①の核燃料物質の管理及び譲り渡しについてから、⑤の町民への広報についてまでを調査し、その結果につきましては、記載のとおりでありますので、報告は省略させていただきます。

以上のことを踏まえ、安全を最優先に取り組むとともに、適切な情報公開に努めること、廃止措置期間中に発生する廃棄物の処分については、町民の理解が得られるよう適切に処理すること、廃止措置作業にあたっては、可能な限り、町内の雇用や経済活動の活性化への協力に努めること、国に対しては、今後とも厳正な審査や検査を行うことを要請し、本委員会は、現時点における四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画については、これを妥当とすることに同意したので報告いたします。

○議長（竹内一則） お諮りします。只今の報告につきましては、質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略いたします。お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、「四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性について」は、委員長報告のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（竹内一則） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて、散会するものがありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。17日から21日は、休会。22日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。
お疲れ様でした。

（閉会時間 11時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員